

保険料の負担について

< 労働保険 >

労働者災害補償保険(労災保険)

全額当社が負担

雇用保険

給与の 6/1000 が被保険者負担、9/1000 が当社負担
毎月の給与より控除します。

< 社会保険 >

健康保険(介護保険)

厚生年金保険

加入時の就業条件から月額給与を求め、標準報酬月額表により月額保険料が決定

健康保険料	標準報酬月額の 76/1000.....	被保険者と当社とで折半
介護保険料	標準報酬月額の 19/1000.....	被保険者負担は 9/1000 当社負担は 10/1000
厚生年金保険料	標準報酬月額の 149.96/1000.....	被保険者と当社で折半

毎月の給与より控除します。

健康保険料と厚生年金保険料は、4、5、6月に実際に支払われた給与の平均を元に、年に一度、見直されます。

また、契約条件の変更により著しく給与の額が変動した場合、一定の条件を満たすと見直される場合があります。

平成 20 年 3 月現在

	被保険者負担分 (ご本人負担分)	事業主負担分 (当社負担分)	合計
雇用保険	0.6%	0.9%	1.5%
健康保険	3.8%	3.8%	7.6%
介護保険	0.9%	1.0%	1.9%
厚生年金保険	7.498%	7.498%	14.996%

雇用保険は毎月の給与額に、健康保険、介護保険、厚生年金保険は標準報酬月額に上記保険料率を乗じた額がそれぞれの保険料となります。